

## [事案 2021-72] 契約者貸付無効請求

・令和4年7月29日 和解成立

### <事案の概要>

両親が自分になりすまして契約者貸付を受けたことを理由に、貸付の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成16年9月に契約した終身保険について、平成22年から数回にわたって契約者貸付を受けているが、以下の理由により、貸付を無効としてほしい。

- (1)両親が自分になりすまして契約者貸付を受けたものであり、貸付金が送金された銀行口座も両親が管理していた。
- (2)契約者貸付を請求した電話の音声は、自分の声と違うことを保険会社も認めている。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約者貸付金は保険料振替口座である申立人本人の口座に送金しており、貸付の都度、貸付明細、利息の元本への繰入通知等を本契約の登録住所に送付している。仮に送金先口座を申立人以外の第三者が管理していたとしても、それは申立人側の問題である。
- (2)電話による貸付手続の疎漏が当社にあったとしても、申立人からの入電内容、申立人の要請にもとづく振込用紙の送付、貸付残高証明書の作成・送付があったことから、申立人は契約者貸付を追認している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者貸付手続時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。